

光ファイバによるインターネット環境を整備します

概要

居住世帯のある光ファイバ未整備地区(北島、下島松、中島松、西島松、林田、穂栄、南島松、盤尻等)において、光ファイバによるインターネットサービス(以下、光サービス)が利用できる環境の整備を行います。光ファイバの整備はNTT東日本が総務省の支援事業(高度無線環境整備推進事業)を活用して実施し、整備に要する費用の一部を市が負担します。なお、光サービス利用にあたっては、支援事業の要件として、各家庭にWi-Fiルータの設置をお願いしております。

意向調査

整備にあたり、対象地域の利用意向を把握する必要があるため、意向調査を行います。光サービスの利用意向がある方は、スマホ等で次のURLまたは二次元バーコードを読み取り回答するか、同封の調査票に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送もしくは恵庭市役所総務部総務課、島松支所、恵み野出張所、中恵庭出張所のいずれかに持参してください。また、サービスの利用契約につきましては、サービス開始時期が確定次第、電気通信事業者からご連絡を差し上げます。

※この文書は、既に光サービスが利用できる地域の方にもお届けしています。既にサービスを提供している区域かどうか分からない場合においても、意向調査票を提出してください。

※既に光サービスを利用されている場合は、提出不要です。

提出方法

インターネットの場合
意向調査回答フォーム

<https://www.harj.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=CEfTEQZ3>

FAXの場合 : 0123-33-3137

郵送の場合 : 〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市役所総務部総務課 宛
持参の場合 : 恵庭市役所総務部総務課、島松支所、恵み野出張所、中恵庭出張所のいずれかへ持参



よくある質問

Q.光サービス開始はいつになりますか？

A.令和4年度を見込んでいます。

Q.利用料金はどのくらいかかりますか？

A.① 初期費用(工事費) 19,800円(税込)(一般家庭を想定)
(手数料) 880円(税込)

② 月額使用料 5,000~8,000円(プロバイダ等の選択により変動)

※ Wi-Fiルータの設置をお願いしています。

※ 申込内容により金額は変動します。

Q.他社の光サービスを利用したいのですが？

A. NTT東日本のサービスを転用したものは利用可能です。



意向調査票

恵庭市役所総務部総務課 宛

私は、NTT東日本の提供する光ファイバによるインターネットサービスが利用可能となった場合、サービスの利用を希望します。

なお、本調査票に記載の個人情報を恵庭市とNTT東日本で共有することに同意します。

申込日	令和 年 月 日
氏名 (法人の場合は法人名)	(フリガナ)
担当者名 (法人の場合)	(フリガナ)
ご利用になる 住所及び電話番号	〒 -
	恵庭市
ご連絡先 (連絡可能な連絡先)	電話番号: - -
	【連絡希望時間帯】
ご利用希望回線数	1回線 ・ 2回線以上 (回線)
Wi-Fiルータの設置 (同意の上、チェックをお願いします)	<input type="checkbox"/> Wi-Fiルータを設置します。 ※ 本事業は、国の補助事業で整備するため、家庭用Wi-Fiルータ等を設置する必要があります。

◆締切り 令和3年6月30日必着

◆提出先 【インターネットの場合】 <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=CEfTEQZ3>
(スマホ等で回答が可能です。)

【FAXの場合】 0123-33-3137

【郵送の場合】

〒061-1498

恵庭市京町1番地

恵庭市役所総務部総務課 宛

【持参の場合】

恵庭市役所総務部総務課

島松支所

恵み野出張所

中恵庭出張所



【記入上の注意事項】

- この意向調査は、整備エリアを特定することを目的に実施するものです。光サービスを利用される意思のない方は、提出の必要はありません。
- 恵庭市役所又はNTT東日本から記載内容等でご連絡する場合がございますので予めご了承ください。
- この意向調査票は、契約書ではありません。正式な利用申込み契約は、光ファイバ整備後に、NTT東日本等から個別にご案内があります。
- 記載された個人情報は、本事業の範囲以外で使用することはありません。

※この文書は、既に光ファイバによるインターネットサービスが利用できる地域の方にもお届けしています。

既に サービスを提供している区域かどうか分からない場合においても、意向調査票を提出してください。

※既に光サービスを利用している場合は、提出不要です。